

意見書第 1 号

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」に対する 意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 21 年 2 月 26 日提出

湯河原町議会議長 土 屋 誠 一 様

提出者	湯河原町議会議員	高 橋 延 幸
賛成者	同	原 田 洋
	同	室 伏 友 三
	同	村 瀬 公 大
	同	長 谷 川 俊 子
	同	室 伏 重 孝
	同	内 藤 陽 子

（提案理由）

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」については、原案どおり可決されると、利用者、事業者双方の理解を得られず、また、本町の県境観光地特性などを鑑み、風評被害も懸念されます。

よって、施設管理者の裁量に委ねることができる制度とされることや実効性のある財政支援制度の創設などを強く要望するため、意見書を提出するものです。

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」に対する
意見書

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（案）」の素案については、県民、県議会、市町村議会等の意見を踏まえ、小規模飲食店、宴会場の取扱い等について、修正されたことは敬意を表します。しかしながら、全国から観光客が訪れる観光地として、旅館、ホテル、保養所など宿泊施設、居酒屋、喫茶店をはじめとする飲食店、パチンコ店など娯楽施設を数多く擁する本町において、同条例が原案どおり可決されますと、禁煙、分煙への対応が難しい場合も想定され、利用者、事業者双方の理解を得られるとは思えません。

さらに、この条例の内容が正しく理解されないまま、「全面禁煙」という誤解を受けた場合、県境に位置する本町は、利用者が静岡県へ流出するなどの風評被害も懸念されます。

つきましては、画一的に床面積や宴会場の数によって規制をするのではなく、それぞれの施設管理者の経営方針や経営状況に応じ、施設管理者の裁量に委ねることができる制度とされるよう、強く要望いたします。

未成年者、妊産婦、非喫煙者等の受動喫煙による健康への影響に十分に配慮し、分煙及び禁煙を進めることは、重要であります。喫煙者のマナー遵守の徹底を図るべく、行政、医療機関、事業者等関係組織と連携したなお一層の啓発活動も必要であると考えます。

また、「百年に一度の経済危機」と言われる厳しい経済状況の中、受動喫煙防止のための施設改修に要する費用に対し、実効性のある財政支援制度の創設や技術的支援を行う相談窓口の設置を要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年2月26日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

神奈川県知事